

新旧対照表

○神奈川県建築基準条例

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の3（略）</p> <p><u>第3章の4 道に関する基準（第52条の17の2）</u></p> <p><u>第3章の5 建築計画概要書等の写し等の交付（第52条の18・第52条の18の2）</u></p> <p><u>第3章の6 手数料（第52条の19・第52条の20）</u></p> <p>第4章～第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項及び第68条の9の規定による建築物等の制限、<u>同法第56条の2第1項の規定による区域等の指定並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項の規定による道に関する基準</u>その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令（以下「政令」という。）の例による。</p> <p>第18条 <u>削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の3（略）</p> <p><u>第3章の4 建築計画概要書等の写し等の交付（第52条の18・第52条の18の2）</u></p> <p><u>第3章の5 手数料（第52条の19・第52条の20）</u></p> <p>第4章～第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項及び第68条の9の規定による建築物等の制限<u>並びに同法第56条の2第1項の規定による区域等の指定</u>その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の例による。</p> <p>（共同住宅の共同炊事場）</p> <p>第18条 <u>共同住宅の各戸に炊事場がない場合には、共同炊事場を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の共同炊事場の床面積は、6平方メートル以上、かつ、これを使用する住戸1につき0.8平方メートル以上としなければならない。</u></p>

新	旧																												
<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接し、かつ、その建築物の<u>客用の屋外へ</u>の出口がそれぞれの道路に面している場合における当該道路の幅員については、次の表によることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">客席の床面積の合計</th> <th colspan="2">道路の幅員</th> </tr> <tr> <th>一の道路</th> <th>他の道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200平方メートルを<u>超え</u>300平方メートル以内のもの</td> <td>5.4メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを<u>超え</u>600平方メートル以内のもの</td> <td>6メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>600平方メートルを<u>超える</u>もの</td> <td>8メートル以上</td> <td>6メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(前面空地及び側面空地)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物の主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次の各号の定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の<u>ポーチ</u> (これに類するものを含む。) とすることができる。</p> <p>(1) 内法 (のり) の高さは、3メートル以上とすること。</p> <p>(2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。</p> <p>(3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。</p> <p>3 興行場等の<u>客用の屋外へ</u>の出口で、道に面して設けるものは、道の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(客席の構造)</p> <p>第37条 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の客</p>	客席の床面積の合計	道路の幅員		一の道路	他の道路	200平方メートルを <u>超え</u> 300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上	300平方メートルを <u>超え</u> 600平方メートル以内のもの	6メートル以上	4メートル以上	600平方メートルを <u>超える</u> もの	8メートル以上	6メートル以上	<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接し、かつ、その建築物の<u>客用</u>の出口がそれぞれの道路に面している場合における当該道路の幅員については、次の表によることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">客席の床面積の合計</th> <th colspan="2">道路の幅員</th> </tr> <tr> <th>一の道路</th> <th>他の道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200平方メートルを<u>こえ</u>300平方メートル以内のもの</td> <td>5.4メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを<u>こえ</u>600平方メートル以内のもの</td> <td>6メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>600平方メートルを<u>こえる</u>もの</td> <td>8メートル以上</td> <td>6メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(前面空地及び側面空地)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物の主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次の各号の定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の<u>寄付き</u> (これに類するものを含む。) とすることができる。</p> <p>(1) 内法 (のり) の高さは、3メートル以上とすること。</p> <p>(2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。</p> <p>(3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。</p> <p>3 興行場等の<u>客用</u>の出口で、道に面して設けるものは、道の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(客席の構造)</p> <p>第37条 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の客</p>	客席の床面積の合計	道路の幅員		一の道路	他の道路	200平方メートルを <u>こえ</u> 300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上	300平方メートルを <u>こえ</u> 600平方メートル以内のもの	6メートル以上	4メートル以上	600平方メートルを <u>こえる</u> もの	8メートル以上	6メートル以上
客席の床面積の合計		道路の幅員																											
	一の道路	他の道路																											
200平方メートルを <u>超え</u> 300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上																											
300平方メートルを <u>超え</u> 600平方メートル以内のもの	6メートル以上	4メートル以上																											
600平方メートルを <u>超える</u> もの	8メートル以上	6メートル以上																											
客席の床面積の合計	道路の幅員																												
	一の道路	他の道路																											
200平方メートルを <u>こえ</u> 300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上																											
300平方メートルを <u>こえ</u> 600平方メートル以内のもの	6メートル以上	4メートル以上																											
600平方メートルを <u>こえる</u> もの	8メートル以上	6メートル以上																											

新	旧
<p>席の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 立見席の場合には、いす席の後方に設けることとし、縦通路（次条第3項第1号ただし書の規定により、その最前部及び最後部が横通路又は客席の出口に直通していない縦通路を除く。）に面すること。</p> <p>(3) 立見席の奥行きは、2.4メートル以下とし、立見席といす席又は升席との間に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>席の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>待見席又は立見席</u>の場合には、いす席の後方に設けることとし、縦通路（次条第3項第1号ただし書の規定により、その最前部及び最後部が横通路又は客席の出口に直通していない縦通路を除く。）に面すること。</p> <p>(3) <u>待見席又は立見席</u>の奥行きは、2.4メートル以下とし、<u>待見席又は立見席</u>といす席又は升席との間に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>
<p>第45条 <u>削除</u></p>	<p>(建築物の一部に設ける公衆浴場)</p> <p>第45条 <u>公衆浴場の浴室の部分の直上に階のある場合は、浴室の直上の部分の床から下の部分、浴室の直下に階のある場合は、浴室の床から直下の部分の主要構造部を鉄筋コンクリート造、れんが造、石造その他これらに類する構造としなければならない。</u></p>
<p>(一般構造設備)</p> <p>第51条 自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 床及び<u>ピット</u>は、耐水材料で造り、排水設備を設けること。</p> <p>(3) 避難階以外の階にある場合は、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又はこれに代わる設備を設けること。</p>	<p>(一般構造設備)</p> <p>第51条 自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 床及び<u>地こう</u>は、耐水材料で造り、排水設備を設けること。</p> <p>(3) 避難階以外の階にある場合は、<u>自動車用通路のほか</u>、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又はこれに代わる設備を設けること。</p>
<p><u>第3章の4 道に関する基準</u> (道に関する基準)</p>	
<p>第52条の17の2 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める基準は、道の周囲(他の道路に接続する部分を除く。)をコンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石等により囲んだものであることとする。</p> <p>2 前項の基準の適用区域は、法第4条第1項</p>	

新	旧
<p><u>又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域以外の区域とする。</u></p> <p><u>第3章の5</u> 建築計画概要書等の写し等の交付</p> <p>(適用区域)</p> <p>第52条の18 この章及び次章の規定は、法第4条第1項<u>又は第2項</u>の規定により建築主事を置く市町村の区域以外の区域内に限り、適用する。</p> <p>第52条の18の2 (略)</p> <p><u>第3章の6</u> 手数料</p> <p>第52条の19・第52条の20 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(検討)</p> <p>5 <u>知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p><u>第3章の4</u> 建築計画概要書等の写し等の交付</p> <p>(適用区域)</p> <p>第52条の18 この章及び次章の規定は、法第4条第1項<u>及び第2項</u>の規定により建築主事を置く市町村の区域以外の区域内に限り、適用する。</p> <p>第52条の18の2 (略)</p> <p><u>第3章の5</u> 手数料</p> <p>第52条の19・第52条の20 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(検討)</p> <p>5 <u>知事は、平成22年3月31日までに、この条例の施行の状況について検討を加えるものとする。この場合において、知事は、当該検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>